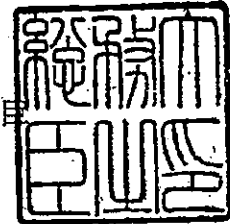




総政審第465号
平成22年11月22日

厚生労働大臣 殿

総務大臣



患者調査（基幹統計）の指定の変更について（協議）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、別紙のとおり協議します。

別紙

協 議 事 項

1 基幹統計の名称
患者調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
(基幹統計の名称) 患者統計	患者調査	基幹統計とそれを作成する手段である基幹統計調査とを名称上、明確に区分するため、基幹統計の名称を現行の「患者調査」から「患者統計」に変更する。

(参考)

○基幹統計の公示内容（平成21年4月1日総務省告示第216号）

名称	作成目的	作成者	作成方法
患者調査	医療施設を利用する患者の傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。	厚生労働大臣	専ら統計調査の方法により作成する。